市民参加実施予定シート

担当課： 道路管理課

予定
令和８年４月１日時点

（１）市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	**第１２次流山市交通安全計画の策定について**	市が考える市民等への影響	<メリット> ・交通安全対策が総合的かつ計画的に推進されることで、交通事故の減少が期待され、市民が安心して生活できる環境の向上につながる. <デメリット> ・特になし
正式名称	第１２次流山市交通安全計画の策定		
概要	流山市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、国及び県の交通安全計画に沿って策定するものであり、市内の陸上交通の安全を確保することを目的とする。 本計画は、国及び県に準じて5年ごとに見直しを行うことから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第12次流山市交通安全計画の策定を行う。	上位計画の有無	

（２）市民参加の対象事項について　※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第５条第１項及び第４項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第５条第２項の規定）	
■	（１）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（１）軽易なもの
□	（２）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（２）緊急に行わなければならないもの
□	（３）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（３）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（４）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（５）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第５条第４項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（３）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第６条第１項）

	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	**審議会等**	令和8年4月～令和8年12月中で4回程度	審議会委員（市民）	審議会開催後作成	流山市交通安全対策会議	交通安全に関する施策が市民生活に密接に関わる重要なものであることから、幅広い視点による検討が必要であるため。
	パブリックコメント手続	令和8年9月～令和8年10月	全市民等	実施時期に合わせて作成		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

（４）市民参加のスケジュール（予定）

令和７年度		令和８年度											令和９年度	
４～９月	10月～３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４～９月	10月～３月
		審議会 ←									→				
							パブリックコメント ←	→							

（５）当初予定からの変更履歴　※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由